

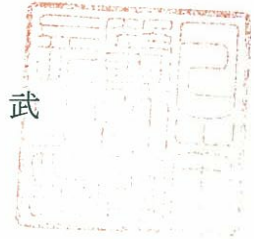


1463

日医発第545号(総企51)
平成24年8月27日

都道府県医師会長 殿

日本医師会
会長 横倉 義 武



臍帯血移植の安全性の確保について

平素より本会会務にご協力賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、標記の件に関し、厚生労働省健康局疾病対策課臓器移植対策室長より、本会に対し周知方依頼がありました。

現在、公的な臍帯血バンクでは、臍帯血移植を安全かつ有効に実施するため、日本さい帯血バンクネットワークが策定した「臍帯血移植実施のための技術指針」「さい帯血採取基準書」等の諸基準の遵守に努めております。

臍帯血移植の安全性の確保につきましては、平成14年10月17日付〔日医発第731号(庶187)〕文書並びに平成17年6月10日付(庶31)文書にて周知方お願いいたしておりますが、この度、公的な臍帯血バンクを介さない臍帯血移植にあっても、公的な臍帯血バンクと同等の安全性基準に基づき提供された臍帯血を用いて安全かつ有効に実施するよう再度通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了知のうえ、貴会管下関係医療機関等に対し、あらためて周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。



健臓発0807第4号

平成24年8月7日

社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省健康局疾病対策課

臓器移植対策室長



臍帯血移植の安全性の確保について

標記について、全国8カ所の公的な臍帯血バンクは、日本さい帯血バンクネットワークが策定した安全かつ有効な臍帯血移植を実施するための諸基準（「臍帯血移植の実施のための技術指針」、「さい帯血採取基準書」、「さい帯血調製保存基準書」、「さい帯血衛生管理基準書」、「さい帯血品質管理基準書」、「臍帯血提供管理基準書」）の遵守に努めており、厚生労働省としても同ネットワークが行う臍帯血移植関係事業に対する所要の予算措置を講じているところです。

貴会におかれましては、「さい帯血移植の安全性の確保について」（平成14年8月26日付け健臓発8026001号）等を踏まえ、臍帯血移植の安全性の確保について御理解御協力をいただいているところですが、引き続き、貴下関係機関等に対し、臍帯血移植を行う際には、たとえ公的な臍帯血バンクを介さない場合であっても、公的な臍帯血バンクと同等の安全性基準に基づき提供された臍帯血を用いて安全かつ有効に実施していただくよう改めて周知徹底をお願いいたします。